

議 事 録

1. 日 時 令和8年1月23日 開会 午後2時00分～

2. 場 所 西庁舎4階 監査委員室

3. 出席委員

1 番	山崎 由紀浩	2 番	寺嶋 実	3 番	中島 繁樹
4 番	山本 建樹	5 番	立花 吉廣	6 番	藤田 哲夫
7 番	池田 賢治	8 番	竹内 博之	9 番	橋本 誠二
10 番	藤田 正子	11 番	山端 昌明	12 番	村上 和義
13 番	荻野 俊明	14 番	荻野 啓司		

以上 14名

4. 欠席委員

以上 0名

5. 出席推進委員

井上 廣文	水田 秀樹	田中 伸一
西海 邦雄	石井 義久	荻野 雅章

以上 6名

6. 事務局

松浦事務局長 岸本係長 宮本事務職員

以上 3名

7. 議 事

議事内容

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと
議案第 2号 非農地証明審議のこと
議案第 3号 農用地利用集積等促進計画案承認のこと
議案第 4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと
報告第 1号 賃貸借解約の通知報告のこと
報告第 2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる
専決処理について報告のこと
報告第 3号 同 法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる
専決処理について報告のこと
報告第 4号 賃借料情報の提供のこと

— 山本会長が、議長に就任する —

山本議長： ただ今から第32回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、14名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

12番	村上 和義	委員
13番	荻野 俊明	委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願いします。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山本議長： それでは、これより「議案目録」に従い、議事を進めます。
すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は「議案」が4件、「報告」が4件です。
はじめに「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 今月は5件の申請がありました。
昨日の小委員会で、現地調査をしていますので、1番の土地から報告をお願いいたします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。
議案第1号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、昨日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山本議長： 次に2番の土地の報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、2番の土地について報告します。
議案第1号の2番の土地の位置は、現地調査図2ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、昨日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山本議長： 次に3番の土地の報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、3番の土地について報告します。

議案第1号の3番の土地の位置は、現地調査図3ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、昨日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしく申し上げます。

山本議長： 次に4番と5番の報告は、併せて申し上げます。

〇〇委員： はい、議長。

山本委員： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、4番と5番の土地について報告します。

議案第1号の4番と5番の土地の位置は、現地調査図4ページと5ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、昨日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしく申し上げます。

山本議長： 本案について、意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会で許可することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第2号 非農地証明願審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 今月は3件の証明願がありました。
非農地判断に当たっては転用と同様に、あらかじめ地域計画の変更が必要ですので、小委員会以前に現地調査を行いました。1番と2番の土地の報告を併せて申し上げます。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： ○○番、○○委員。

○○委員： ○○番○○が、1番及び2番の土地について報告します。

議案第2号の1番及び2番の土地の位置は、現地調査図6ページの表示のとおりです。昨年12月5日に会長と職務代理者と私で現地調査を行いました。

現地調査の結果、土地の所在、利用状況などを確認しました。都市計画区分は、市街化調整区域です。農地区分は、農地の集団規模が10ヘクタール以上なので第1種農地です。

現地の状況ですが、山林化していました。会長と職務代理者と協議したところ「森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当するので、非農地と判断して差支えないということになりましたので、本委員会でのご審議、よろしく申し上げます。

山本議長： 次に3番の土地の報告をお願いします。

○○委員： はい、議長。

山本議長： ○○番、○○委員。

○○委員： ○○番○○が、3番の土地について報告します。

議案第2号の3番の土地の位置は、現地調査図7ページの表示のとおりです。昨年12月5日に会長と私で調査を行いました。都市計画区分は、市街化調整区域です。農地区分は、農振農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しないので第2種農地です。

現地の状況ですが、みなさんのお手元に資料7-2の写真を添付しています。これを見ていただきたいと思います。ごらんとおり山林化している状況です。会長と協議したところ「森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当するので、非農地と判断して差支えないということになりましたので、本委員会でのご審議、よろしく申し上げます。

山本議長： 本案について、意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

○○委員： はい、議長。

山本議長： ○○番、○○委員。

○○委員： 現地調査図の赤で囲んでいる土地が、該当の土地と思うのですが、中に通路があるようですが、これは、自分のところで通り道をつくったような感じでしょうか。

事務局職員： 現地調査図7ページの赤で囲っている真ん中の通路のことをおっしゃっているかと思いますが。現地を確認しますと、実際このような通路はなく、写真でみていただいたらわかりますように、この木が伐採されている手前と奥側の山林化しているところ、ここの所には、やはり斜面がありまして、人一人は歩けます。このような地図にある通路の形態は確認しておりません。

○○委員： 追加で質問します。現地調査図7ページでは、赤で囲っている地図の中には、神戸市

と明石市の境界があります。このような場合どうなるのでしょうか。

事務局職員： 現地調査図7ページに明石市と神戸市西区のところに、縦に黒で点線が入っていますが、これが明石市と神戸市の市境になっているかと思います。今回赤で囲んでいるところですが、実際は公図上、地図で重ね合わせた場合のような標記になっているようですが、地番上は神戸市は入っていませんので、全て明石市所在の農地となっております。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 非農地証明願1番と2番の写真を見ると土手みたいな感じがします。面積もこまかく、目的もはっきりしません。1番と2番が同時に提出されているということは、近々開発が予定されているのか、とも思います。過去どのような状態であったのか、お教えてください。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 先ほどの質問について、地元の委員なのでお答えします。
1番と2番の土地はすべて、1人の所有者だったのですが、30年以上前に、その方が亡くなられて、その相続人である〇〇さん、〇〇さんがそれ以降全く耕作できず、ほったらかしのまま今の状態になってしまったという経緯があります。以上です。

山本議長： 〇〇委員よろしいですか。

〇〇委員： はい。

山本議長： 他に、意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。

— 沈 黙 —

山本議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
当委員会で、「非農地と判断」することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第2号 非農地証明審議のこと」は「非農地と判断」することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第3号、農用地利用集積等促進計画案承認のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 明石市長より農用地利用集積等促進計画案への意見を求められています。
本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本案のとおり、農用地利用集積等促進計画案について、「異議なし」と回答したいと思います
ますが、これにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。
よって「議案第3号 農用地利用集積等促進計画案承認のこと」については、本案のと
おり承認することに決定しました。

山本議長： 次に、「議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと」を、議題にし
ます。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 今月の案件は、3件です。
本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 2番と3番についてお伺いします。相続人は同じ住所ですが、どちらも農業をされて
いる、また、今後もされるという理解でいいのですか。

事務局職員： 耕作状況ですが、両者とも耕作を続けていきますと証明願の提出がありました。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 相続人が同一の住所ということは、夫婦ですか。

事務局職員： 申請書には長女、もうひとは子となっています。

〇〇委員： 夫婦でも養子縁組をしといたら相続はできます。

山本議長： 他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。

— 沈 黙 —

山本議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本証明願について、当委員会で承認することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。
よって「議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと」は、承認することに決定しました。

山本議長： 次に、報告に移ります。「報告第1号 賃貸借解約の通知報告のこと」について報告を受けたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山本議長： 今月は、2件の通知がありました。
これについて、何かご質問はありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご質問もないようですので、「報告第1号 賃貸借解約の通知報告のこと」は、以上で報告とします。

山本議長： 次に「報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 報告第2号の6番、7番についてお伺いします。
申請時には市道になっているということなのですが、その時の始末書は明石市の方から提出していただいたのですか。

事務局職員： 始末書は所有者の方から提出していただいております。

〇〇委員： それは、明石市が市道にしたときに手続きを怠っていたということになるのではないかと、それだけわかればいいです。

山本議長： 他に、ご質問がありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 他にご質問もないようですので、「報告第2号」「報告第3号」の2件の報告事項につきましては、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山本議長： 次に、「報告第4号 賃借料情報の提供のこと」について、報告を受けたいと思います。事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山本議長： 本案について、ご意見、ご質問ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 報告第4号の注意事項の3について。賃借料を現物支給されている場合は、玄米60kgを12,000円に換算しています。と書いていますが、それでいいのでしょうか。

山本議長： 昨年お米の高騰により、60kgの値段を上げたらどうですかということですか。

事務局職員： 標準小作料が廃止されたことに伴い、経済状況に応じて数字を改定されていると思うのですが、現在の基準は玄米60kgあたり12,000円となっています。なお、補足ですが、この表はあくまでも目安です。この額でないとダメということではありません。

山本議長： 以上の説明でよろしいでしょうか。

〇〇委員： はい。

山本議長： 他に、ご質問がありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご質問もないようですので、「報告第4号 賃借料情報の提供のこと」は、以上で報告とします。

山本議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。これで、第32回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後 2時48分 終了)

※ 小委員会 令和8年1月22日(木) 午後2時00分～

・出席委員

山本会長 中島職務代理者 村上委員 池田委員

立花委員 山崎委員

・事務局

松浦事務局長 岸本係長 宮本事務職員

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する

会 長 山 本 建 樹

署 名 人 村 上 和 義

署 名 人 荻 野 俊 明